

第 16 号議案

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 20 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の退職手当に関する条例（昭和 50 年足立区条例第 15 号）
の一部を次のように改正する。

第 12 条の 3 第 1 項中「第 5 項」を「第 6 項」に改め、同条第 2 項後
段を次のように改める。

この場合において、当該職員に、休職月等がある場合及び規則で定
める事由がある場合は、当該ポイントについて、規則で定めるところ
により必要な調整を行う。

第 12 条の 3 中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を
第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 第 2 項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（第 1 号から第 6
号までに掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを
要する日のあつた月を除き、第 7 号に掲げる期間のある月にあつては
育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年
法律第 110 号）その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児
短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間以外の
期間における現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除
く。）をいう。

（1） 病気休職の期間（地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げ
る事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間そ
の他これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要し
ない期間（教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 14
条の規定による休職の期間を除く。）をいう。）

- (2) 刑事休職の期間（地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間その他これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間をいう。以下同じ。）
- (3) 停職の期間（地方公務員法第29条の規定による停職その他これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間をいう。）
- (4) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由その他これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間
- (5) 教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業の期間
- (6) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。）の期間
- (7) 育児短時間勤務等の期間

第13条第4項中「休職月等」を「前条第4項に規定する休職月等」に、「（育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限り3分の1）に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する理由又はこれに準ずる理由により、現実に）」を「に相当する月数（育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）及び育児短時間勤務等をした期間については、3分の1に相当する月数、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に）」に、「前3項により」を「前3項の規定により」に改め、同項ただし書中「同法第28条第2項第2号の規定に該当した者に係る休職において無罪の判決が確定した場合の休職期間及び教育公務員特例法第14条の規定による休職期間」を「無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間」に改める。

付則第12項中「同条第4項に規定する基礎在職期間」を「基礎在職

期間」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、付則第12項の改正規定は、公布の日から施行する。

(足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年足立区条例第73号)の一部を次のように改正する。

付則第6項中「第12条の3第5項」を「第12条の3第6項」に改める。

(提案理由)

育児短時間勤務制度の実施に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。